三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上恩方町七〇四の二、七〇五の一、七〇五の四、高月町二三〇三、二三一六、二三一七、二三五二のイ、二三五二のロ、二三五五、あきる野市戸倉字坂沢西ノ谷戸二三六四、二三六六の一、二三六七から二三七〇まで、乙津字北ヶ谷二〇七四、二〇七五の一、二〇七五の二、養沢字養沢二一九のロ、二一九の三、二一九の五、青梅市梅郷一丁目一九三七・一九三八・一九四一・一九四二のイ・一九四三から一九四五まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、西多摩郡日の出町大字大久野字三ツ沢四六七八の一（次の図に示す部分に限る。）、四六七八の二、四六八一、四六八三、四六八四、四六八六のイ、四六八七のイ、四六九八の三、字三ツ沢滝本四七九四、四七九五、字三ツ沢胡桃指四八二五（次の図に示す部分に限る。）、四八二四、四八二六、四八三三、字三ツ沢滝ノ入四八三九のト、字三ツ沢塔ノ入四八六一の四、奥多摩町境字さかい三〇八のイ、海澤字下野四五三（次の図に示す部分に限る。）、檜原村字数馬六九九二・七〇四三・七〇四五のイ（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字上元郷五三八六・五三八七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五三八四、字倉掛九四〇九の一・九四一一のイ（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九四〇四のイ、九四〇六の一、九四〇六の口、九四〇六の三、九四一〇、九四一二の八、九四一三の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

高月町二三五五（次の図に示す部分に限る。）、二三〇三、二三一六、二三一七、二三五二のイ、二三五二のロ、字養沢二一九の五、梅郷一丁目一九三七、一九三八、一九四一、一九四二のイ、一九四三から一九四五まで、字さかい三〇八のイ、字下野四五三、字数馬六九九二、七〇四三、七〇四五のイ

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年十一月十四日

農林水産大臣　山本　有二

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県さぬき市大川町田面字王子八の一、八の六から八の九まで、字本村二三五の一、二三六の一、二六一の一、二六二、二六四の一、二六四の三、二六四の四、二八七の一、二九六の一、二九七の四、二九七の六、字上本村四六六の二（国有林）、四六五、四六六の一、字金底七三三の一四・七三三の一五（以上二筆国有林）、七三三の一、七三三の三から七三三の五まで、七三三の一二、七三四の一、七三四の三、七三五の一、七三五の三、七三五の四、字寺尾七三六、七三七の一、七四六の一、七八〇、七九一の一から七九一の三まで、字立割七九二の一、七九二の二、七九二の四、七九二の五、九二六の一一、字上村一〇五六の二、一〇七九の一、一〇八〇の一、一〇八一の六、字鮎帰一六三六の一、一六三六の三、一六三六の五、一六三六の七、一六五四の一、一六七三の一、字新名二六七五の一、二六七五の二、字東砕石二六九〇の一、二六九〇の四、二六九〇の五、二六九〇の一三、字棚岩二七八六の六（国有林）、二七八四の一、二七八四の三、二七八四の五、二七八五、二七八六の一、二七八六の三、二七八六の四、字砕石二七八八、二八三八の一、二八三九、二八四〇の一、二八四〇の二、字森行三〇九八の二（国有林）、三〇九二、三〇九三、三〇九四の一、三〇九四の二、三〇九七、三〇九八の一、三一〇〇、字千婆ケ嶽三三五三の九（次の図に示す部分に限る。）、三三五三の一〇、三三五四の一、三三五四の一六、字八幡口三三六二の一、三三六二の二、三三六二の六、字鳴石三六〇六の四（国有林）、三六〇五の一、三六〇六の一、字芦谷三六一三、大川町南川字西地三二一の一から三二一の四まで、三二六の一、三三九、三四〇の一、三四一の一、字横井四二三の一、四二四の二、四七二の一、四八〇、五三二の一、五三二の四、五三二の五、五三六、五三七、五四一の五、字政国七五二の一、七五六の一から七五六の三まで、字黍谷七六二の一、七六二の二、七六三の一、七六三の二、七六四の一、七九六、大川町富田西字古枝八四六の六・八四六の七・八五九の一一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、七六七の一、七六八の二、七六八の四、七六八の五、七六九の七、七六九の八、八四二の一、八四六の二、八四六の三、八四六の四、八四六の八、八四六の九、八五二、八五九の一三、字丸山一八九七の一（次の図に示す部分に限る。）、一七七一の一、一七七一の四、一七七一の五、一七七二、一七七五、一七九二の一、一七九八の三、一八八八の一、一八九三の一、一八九三の二、一八九七の二、一九〇〇の一、一九〇〇の二、一九〇一、一九〇三の一、字上筒野二二〇六の三、二二二五の二、大川町富田中字宮内二二四の六（次の図に示す部分に限る。）、一の三、一の六、五の五、五の六、八の七、一九、二〇の一、二一の一、二一の二、二一の二、一四六の一三から一四六の一五まで、二一一の四、二一二の一、字柴谷七三一の一、七三一の八から七三一の一二まで、七三一の一四、七三一の一六、七三一の三〇、字谷九四九の一、九五三の一、九五四の二、九五五の一、字羽鹿谷三二一四の二、三三三六の一、三三三六の三、字奥弥勒三五一九の四、三五二一の二、三五二二、大川町富田東字日浦一三三の一、一七八、一九二の一、二二三から二二五まで、二二六の一、二二六の三、二二六の六、二二七の一、二二七の二、二二七の四、二二七の五、二二八の一、二三〇、字奥谷二三一の一、二三二の一、二六九の一、二九九の三、三〇一の一、三〇三、三六二から三六四まで、三七一の一、字中井谷三七六、三七九、三八一、